1．令和5年度就学援助制度の実施について

都道府県	市町村名	1．就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断で学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から配布	ケ．教育委員会から児童・生徒へ入学案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助の年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
20	20	16	9	5	14	7	3	19	0	0	5	5	0	1	17	0	2	2	4	1	15	0	0	0	1	1	5	0	8	12	0	2	2
鳥取県	鳥取市	○			○			○							○				○											○			
鳥取県	米子市	○		○				○							○						○								○	○			
鳥取県	倉吉市	○	○		○	○		○							○				○								○						
鳥取県	境港市	○	○	○	○		○	○							○						○						○		○				
鳥取県	岩美町	○	○					○			○	小・中学校保護者に制度周知案内をする時期に、入学予定の保育所児童の保護者へも案内配布。					○	翌年度分について、申請締め切りを設定し、翌年度当初から援助。以後、随時申請により、設定日以降から援助。			○												○	要保護については、福祉部門と連携を取りながら把握している。準要保護は、学校（修学担は保育所）を通して、全保護者に制度案内を配布。学校で生になる家庭等には申請を促すなど周知を図っている。
鳥取県	若桜町	○			○		○	○							○						○				○	わかかこども園在園中の就学前児童については、こども園経由で申請書の配布・提出をしてもらっている。							
鳥取県	智頭町				○			○							○						○												
鳥取県	八頭町	○						○			○	新入学予定者に対し、就学時検診通知に案内文書を同封し、申請希望者は健診時に提出。各校含は問時に案内文書を配布する。			○				○											○			
鳥取県	三朝町	○			○	○		○							○						○						○			○			
鳥取県	湯梨浜町	○	○		○	○		○							○					○										○			
鳥取県	琴浦町	○	○		○			○			○	こども園等を通して、来年度小学校入学者の保護者に就学援助制度の書類を配布			○						○						○			○			
鳥取県	北栄町	○	○	○	○			○							○						○									○			
鳥取県	日吉津村	○			○	○		○			○	就学時検診、入学説明会にて、事務局職員が書類を配布し説明。 家庭の状況等に変化があった場合に、教育委員会事務局から紹介。					○	要保護は、生活保護家庭児童が対象であり、福祉事務所に問合。準要保護は随時受付。認定されれば、申請月の日から援助。ただし、新1年生の新入学児童学用品費は、入学年度の4月末までが申請締切。			○									○	○			
鳥取県	大山町				○			○							○						○								○	○			
鳥取県	南部町	○	○		○	○		○			○	児童扶養手当受給者への書類送付時に就学援助制度の案内文書を送付してもらっている。（他課との連携）			○						○												○	配布文書にイラストを入れ、親しみやすくしている。小学校及び中学校の入学説明会に保護者に就学援助制度について説明をしている。
鳥取県	伯耆町		○		○			○							○						○												
鳥取県	日南町	○			○	○		○							○				○										○	○			
鳥取県	日野町		○	○		○									○						○						○						
鳥取県	江府町	○					○	○						○							○									○			
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	○		○				○							○						○								○	○			

都道府県	市町村名	2. 新入学児童を就学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○） <小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童分の費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で説明会及び保護者に対して案内（説明会を配布（又は説明会がない場合など））	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（7）の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定対象が増えるから	エ. （入学前支給と比べた）自治体独自の教育費負担部分減額度が小さいから	オ. その他	<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
鳥取県	鳥取市	17	0	2	0	1	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	12	1	11	8	3	12	7	5	4	0	0	2	2	0	0	0	1	0	1	1
鳥取県	米子市	○							○										○	○		○			○			○											
鳥取県	倉吉市	○							○										○			○		○		○	○												
鳥取県	境港市	○							○											○		○			○	○													
鳥取県	岩美町	○							○											○							○												
鳥取県	若桜町	○							○										○								○												
鳥取県	智頭町	○							○											○					○		○												
鳥取県	八頭町	○							○										○			○										○	新入学予定者に対し、就学時健診通知に案内文書を同封し、申請希望者は健診時に提出。							
鳥取県	三朝町	○							○											○		○			○	○													
鳥取県	湯梨浜町	○							○											○		○	○		○	○		○											
鳥取県	琴浦町	○							○											○		○	○		○		○												
鳥取県	北栄町	○							○											○		○	○	○	○			○											
鳥取県	日吉津村	○							○											○					○	○						○	就学時検診、入学説明会にて、事務局職員が書類を配布し説明。							
鳥取県	大山町	○							○											○					○														
鳥取県	南部町	○							○											○		○	○		○	○													
鳥取県	伯耆町	○							○											○			○		○	○													
鳥取県	日野町	○							○												○	○				○		○											
鳥取県	日野町			○																														○					
鳥取県	江府町			○																																	○	必要性がないため
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合					○																																	

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童はその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初旬（入学式前）	<中学校> ア．年度の開始だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増える、事務量に手間をとられる、事務量が増加するから	エ．入学前支給と保育無償化教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容	5．実施急変営業の認定について（重要項目） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実施急変営業の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．財政援助制度の公的な支援により対応	オ．新たに認定基準を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
鳥取県	鳥取市	○							○											○								○									
鳥取県	米子市								○										○													○					
鳥取県	倉吉市	○							○										○									○									
鳥取県	境港市	○							○											○								○									
鳥取県	岩美町	○							○											○										○							
鳥取県	若桜町	○							○										○										○								
鳥取県	智頭町	○							○											○										○							
鳥取県	八頭町	○							○										○																	○	現在、検討していない。
鳥取県	三朝町	○							○											○								○									
鳥取県	湯梨浜町	○							○											○										○							
鳥取県	琴浦町	○							○											○								○									
鳥取県	北栄町	○							○											○										○							
鳥取県	日吉津村					○																														○	所得が減った場合に相談いただくよう案内しているが、該当者がいない。 その他、日常的に担任、SSWが家庭状況を把握している。保護者面談で家庭状況の相談ができる関係を築いている。
鳥取県	大山町	○							○											○											○						
鳥取県	南部町	○							○											○								○									
鳥取県	伯耆町	○							○											○								○									
鳥取県	日野町	○							○												○							○									
鳥取県	日野町			○																				○				○									
鳥取県	江府町			○																						○	必要性がないため			○							
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	○							○										○													○					

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について											6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村独自基準額等に掛ける係数（倍率）			4．（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										令和4年度
都道府県	市町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村が独自の条例	ウ．市区町村独自の免除	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．母子家庭等就業・自立支援センター事業による支援	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．母子・父子家庭の医療費の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付遅延、納期等による支払が多い者、補習等費が多い者、または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態が非常に不安定であると認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多いこと	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に連動するもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.15倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して機械的に定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.15倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費に同じ基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：生活保護の1.3倍の場合、1.15倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税者収入額に一定の係数を掛けたもの（例：課税者収入額の1.0倍、1.15倍等）（係数および収入額を（5）に記入してください。）	テ．その他		（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	（1）令和5年4月以降、準要保護の認定ア．継続がある（新たな認定基準に更新）	イ．継続がない（従前の認定基準を継続）	（2）（1）でイ．継続がない場合、生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	（3）（2）で生じない場合、生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他	（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ．継続がない 年	（4）（1）でイ．継続がない 月	
20	20	15	15	14	13	16	15	8	6	12	12	8	6	9	13	6	4	5	0	6	15	0	8	1	5	5	1	3	1	0	0	5	5	
鳥取県	鳥取市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3					○									15%未満
鳥取県	米子市															○					1.3					○							平成24	12	25%未満
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○			○		○	1.3													15%未満
鳥取県	境港市	○																○		○	1.3		教育費が特に就学援助の必要があると認める者											20%未満
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○							平成28	4	10%未満
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					1.3				○			○							10%未満
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	○	○			○	○						○			○	1.5		その他、特別な事情があり困っている方であると民生委員が認め、意見書を提出いただいた場合		○				○					20%未満
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.3		教育委員会が特に必要と認める者		○				○					20%未満
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				20%未満
鳥取県	湯梨浜町		○		○		○													○			・水素対策事業連絡者手帳を持つ日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者なしくは高齢者就業機構等の登録者であり、前年の合計所得金額が185万円を超えない者 ・その他教育委員会が特に必要と認める者	イについては、地方税法295条第1項に基づく市町村民税が非課税 エについては、国民年金保険料の全額免除											10%未満
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			・その属する世帯の収入額が教育委員会が定める認定基準額に満たない者 ・その他当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動により、所得が著しく減った世帯又は家庭内の病気等により家庭支出が著しく増えたと考えて教育委員会が支給する必要があると認めた者											15%未満
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○																				15%未満
鳥取県	日吉津村																○				1.3					○							平成30	10	15%未満
鳥取県	大山町																	○			1.3														10%未満
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○			1.3														15%未満
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○					1.5				○		○								15%未満
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○					1.5				○			○							10%未満
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○																				10%未満
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合															○					1.3					○							平成24	12	30%未満

7. 令和5年度実績報告就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の単価 学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	(5) 補足事項 補足事項
20	20	18	1	1	0	0	0	17	17	1	2	19	1	1	0	0	0	18	18	0	1	8	8	8	0	0	0	0	0	0	4	16	16	16	3	3	3	0	0	0	5
鳥取県	鳥取市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	19,131								○	○	17,607							
鳥取県	米子市	○						○	※		※(1年生11,630円、2~6年生13,900円、中途認定の場合は月割り額＋認定月分を支給。)	○						○	54,080													○			○	27,000	21,167					
鳥取県	倉吉市	○						○	11,630			○						○	51,080			○	○	0							実績なし	○	○	14,459							校外活動費(泊あり)：新型コロナ感染症拡大防止により13校中5校の実施 修学旅行費：新型コロナ感染症拡大防止により旅行先県内での実施
鳥取県	境港市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	18,626							
鳥取県	岩美町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	19,299							
鳥取県	若桜町	○						○	11,630			○						○	0		実績なし											○	○	0							実績なし
鳥取県	智頭町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績無し	○			○	22,690	0			実績無し
鳥取県	八頭町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	17,833			
鳥取県	三朝町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	22,244							RS 支給額
鳥取県	湯梨浜町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	16,902							通学用品費は第1学年を除く。PTA会費は世帯単位で支給。オンライン学習通信費は、実績なし。各費目において中途認定、取消者を含んだ平均支給額。
鳥取県	琴浦町	○						○	※		1年11,630円、2~6年13,900円	○						○	54,080円													○	○	17,540円							・学用品費と通学用品費をあわせて定額で支給する。
鳥取県	北栄町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	13,405							「学校給食費」の支給額は195円／1食として、毎月の給食費から減額して請求している。
鳥取県	日吉津村	○						○	13,770			○						○	51,080													○	○	20,000							
鳥取県	大山町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	0							4年度支給なし
鳥取県	南部町	○								○		○						○	54,080													○	○	18,949							・学用品費については、小学校1~3年の全児童に学用品を現物支給をし、小学校4~6年生は就学援助の児童に一定額(11,630円)を支給している。 ・校外活動費は、交通費・宿泊費のみを対象としていて、校外活動費(飲食を伴うもの)は、令和4年度に実績がなかった。 ・オンライン学習通信費は、タブレット端末を持ち帰って使用する場合のみ支給することとし、1,000円/月とした。
鳥取県	伯耆町	○	○	11,630								○	○	54,080								○	○	0							実績なし	○	○	33,947							令和5年度予算に計上した単価
鳥取県	日南町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							バス無償化	○	○	22,690							
鳥取県	日野町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	23,648							
鳥取県	江府町	○						○	13,900			○						○	44,080			○	○	36,000								○	○	0							実績なし	給食費については令和4年度から無償化にしたため0円とした
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合																																								

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |